

告示

埼玉県告示第二百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和五年二月二十二日認可した。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

笠原土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県鴻巣市